

きょうだい児の同時入所申込の区分について



きょうだいの同時入所申込の区分で
どれを選べばいいかわからない・・・

育児休業からの復帰や就労開始により、きょうだい同時入所が必須の方については、区分①、区分②、区分⑤のいずれかを選択することになります。



では、区分①、区分②、区分⑤の違いは？

- ・ 同一園での同時入所しか希望されない方は、区分①
- ・ 同一園での同時入所を希望するが、難しい場合は別園での同時入所でもいい方は、区分②
- ・ きょうだいそれぞれの希望順位での同時入所を希望される方は、区分⑤を選択してください。

なお、いずれの区分も入所できないきょうだいが一人でもいた場合、別のきょうだいが入所可能であったとしても、きょうだい全員保留となります。



きょうだいの優先順位の有無とは？
(区分③と④の違いは？)

区分③は、同一園での同時入所が難しい場合、

・ 優先する児童の利用調整を行い、そこで入所できれば利用調整は終了します。
(優先していないきょうだいは保留となり、次回以降の利用調整へ)

・ 優先する児童がどこにも入所できない場合のみ、優先していないきょうだいの利用調整を行います。
そのため、場合によっては、優先していないきょうだいのみ入所となる場合があります。

区分④は、同一園での同時入所が難しい場合、

・ きょうだいそれぞれの希望順位で、入所できる児童から利用調整を行います。

そのため、同一園に入所したいが、それが難しければ、できるだけ早く一人でも保育利用を開始したい場合に選択します。

なお、きょうだいそれぞれの希望順位での利用調整を行うため、別園での同時入所となる場合もあります。



留意点

区分③で、優先する児童がどこにも入所できない場合、優先していないきょうだいの利用調整を希望しない場合は、その旨を申込書の余白又は10その他に記載してください。



区分③と④で保留となった
きょうだいの今後の利用調整は？

保育利用申込書（2/2）の「次回以降の利用調整は」で御回答いただいた内容に基づき、利用調整を行います。

同一園のみ

- ・先に入所したきょうだいの保育施設等だけで次回以降の利用調整を行います。

別園でも可

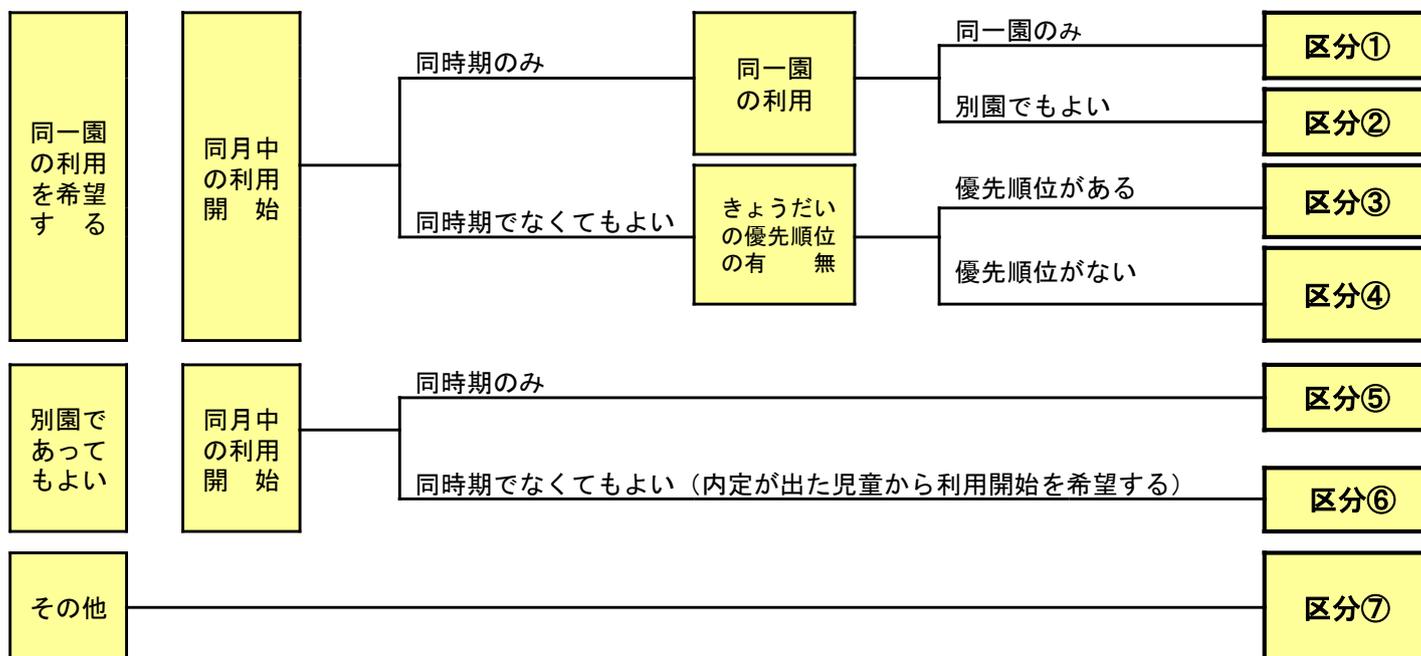
- ・入所できなかったきょうだいの保育施設の希望順位に関わらず、先に入所したきょうだいの保育施設を第1希望に繰り上げ、利用調整を行います。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
上の子	A保育園	B保育園 (内定)	C保育園	→ 同一園のみ	下の子	B保育園	
下の子	A保育園	B保育園	C保育園		下の子	B保育園	A保育園
				→ 別園でも可			

※ 次回以降の利用調整とは、4月の一次調整の場合は二次調整、二次調整でも保留となった場合は5月の利用調整です。

留意点

区分①の場合は、きょうだいで希望保育施設と希望順位を全て一致させてください。
区分②～④の場合は、きょうだいで少なくとも第1希望の保育施設は一致させてください。



- ・「きょうだい児の同時入所申込早見表」の資料と併せて、御確認ください。
- ・御質問等がありましたら、区役所・支所子どもはぐくみ室又は幼保総合支援室まで、お問い合わせください。